

『介護保険』について

今までの生活を安心して続けることができるように介護保険を利用する方法があります。介護保険によるサービスを利用することで、生活する上で大変になってきたことを手伝ってもらうことができます。

～ 介護保険を利用する手順 ～

相談する

まずは、お近くの地域包括支援センターやえぽか高齢福祉課へ相談しましょう。相談は本人以外に家族の方でも大丈夫です。
介護保険の利用方法のご説明や介護保険を申請しなくても利用できるサービスなどをご説明いたします。

申請する

介護保険サービスの利用を希望する場合は、【介護保険】の申請が必要となります。申請は本人・家族以外に事業所が代行で申請も可能です。必要書類をご準備いただきご相談ください。

**申請
代行**

地域包括支援センター
居宅介護支援事業所 等

**必要
書類**

本人の健康保険証
申請者の本人確認書類 等

ご本人の状態確認・審査

介護保険の申請後、本人の体調確認などが必要となります。担当者が自宅及び入院先の病院等を訪問して行う「認定調査」と、本人が通院しかかりつけ医が作成する「主治医意見書」の2つの書類を作成します。

認定調査

- ①訪問日の調整
- ②担当者が訪問(※)
- ③本人の体調確認

※入院中など自宅以外の場合もあります

主治医意見書

- ①主治医（かかりつけ医）へ通院
- ②診察
- ③病院から市へ書類郵送

**審査
・
判定**
(1か月程度)

結果が郵送され結果に応じてサービスが利用可能となります。

※結果が出る前にサービスの利用希望がある場合は申請時にご相談ください。

『介護保険』について

介護保険を利用するには「介護保険認定結果」や「本人の収入等」に応じて、費用の一部を負担します。

介護保険認定結果

要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

要支援2

要支援1

非該当

結果に応じて、利用できるサービスの種類や回数の上限、費用が変わります。
※「非該当」と認定された場合は地域包括支援センターへご相談ください。
※上限を超えた利用は全額自己負担となります。

負担割合

介護保険のサービスを利用するときにサービス事業所に支払うのは、原則としてかかった費用の1割～3割です。
前年度の所得に応じて、負担割合が決まります。
住民税非課税の人、生活保護受給者、第2号被保険者（40歳～64歳）は収入に関わらず1割負担となります。

負担が高額になった場合

介護保険の利用者負担が高額となった場合や、介護保険と医療保険の利用者負担を合算した額が高額となった場合は、収入の額に応じて上限額が設定されており、申請によって超えた額が支給される制度があります。

詳しくは高齢福祉課や地域包括支援センター、担当ケアマネジャーにご相談ください。

『介護保険』で利用できるサービス

介護保険のサービスを利用するには、事業所との契約が必要になります。
サービスの利用を希望される際は、担当のケアマネジャーにご相談ください。
担当のケアマネジャーがいない場合は、地域包括支援センターへご連絡ください。

自宅から通って利用する

●通所介護(デイサービス)

●通所リハビリ(デイケア)

施設の車で迎えにきてもらって、お風呂に入ったり、お昼ご飯を食べることが
できます。もちろん、帰りもご自宅までお送りします。

施設を利用する回数や曜日を選ぶことができます。

【市内の事業所】

JAふくしま未来デイサービスセンターもとみや	デイサービスセンター よろこび
デイサービスセンター アルク	ぼたん荘デイサービスセンター
しらさわ有寿園デイサービスセンター	
介護老人保健施設 明生苑	介護老人保健施設 まゆみの里

自宅に来てもらう

●訪問介護

介護や支援が必要になっても、自宅において日常生活を営むことができるよう
自宅に訪問し、入浴、排せつ、食事などの支援を行います。

【市内の事業所】

本宮市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	マインド訪問介護センター
---------------------	--------------

●訪問看護

主治医の指示のもと看護師が自宅に訪問して療養生活の管理や指導を行います。

【市内の事業所】

谷訪問看護ステーション	よつば訪問看護リハビリステーション
-------------	-------------------

●訪問リハビリ

自宅の状況や本人の生活に合わせた訓練を行います。

たとえば、玄関の段差の昇降訓練、庭から畑へ行くための歩行訓練 など。

【市内の事業所】

介護老人保健施設 明生苑	介護老人保健施設 まゆみの里
--------------	----------------

●訪問入浴

専用の浴槽を運び込み、自宅で安全に入浴ができるよう支援します。

【市内の事業所】

株式会社 アフロサービス	訪問入浴 ぽかぽかサービス
--------------	---------------

上記以外にも、市外にある事業所を利用することも可能です。

『介護保険』で利用できるサービス

お泊りをする

●短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

施設に短期間のお泊りをすることができます。お食事やお風呂など、身の回りのことを支援してもらいながら、安心して過ごすことができます。

施設を利用する日や自宅へ帰る日は送迎があります

【市内の事業所】

特別養護老人ホーム しらさわ有寿園

特別養護老人ホーム ぼたん荘

介護老人保健施設 明生苑

介護老人保健施設 まゆみの里

介護医療院 うぐいすの森

サービスを組み合わせて使う

●小規模多機能型居宅介護

施設への「通い」を中心に、短期間の「お泊り」や自宅への「訪問」を組み合わせ利用できます。

【市内の事業所】

小規模多機能型居宅介護支援事業所 まいんど万世二番館

施設で暮らす

●特別養護老人ホーム

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

●介護老人保健施設

●介護医療院

施設の見学や入所にかかる費用の説明についてそれぞれの施設の「相談員」に相談ができます。費用やサービスの内容、施設の雰囲気など、詳しく説明してもらいましょう。

【市内の事業所】

特別養護老人ホーム しらさわ有寿園

特別養護老人ホーム ぼたん荘

特別養護老人ホーム カーサ・コリーナ

介護老人保健施設 明生苑

介護老人保健施設 まゆみの里

グループホーム まいんど花の里

グループホーム まいんど万世

グループホーム まいんど万世二番館

グループホーム みずいろの郷

グループホーム みなみ

介護医療院 うぐいすの森

暮らしの環境を整える

●住宅改修

自宅で生活しやすくなるように、家の中の工事をする際、介護保険に該当すると一定の助成があり、少ない自己負担で住宅改修ができます。

●福祉用具の購入・貸与

本人の心身状況や希望、住宅の環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助や取付け、調整等を行い、福祉用具の購入補助および貸与を行います。

【市内の事業所】

東京インテリアMS福島

※上記以外でも、市外にある事業所を利用することも可能です。

居宅介護支援事業所

介護保険のサービスを利用するときには「ケアマネジャー」がご本人の担当となり、下記のような働きをします。

ケアマネジャーの仕事

本人・家族からの相談・受付

- ・介護保険の利用について相談
- ・介護で困っていることの相談を受け、解決策の提案やサービス事業所の情報提供

ケアプランの作成

- ・ケアプラン（サービス計画書）を作成
- ・本人が望む生活が送れるように、目標や支援内容を記載。本人や家族、サービス事業所と共有し、目標達成に向け計画を立てる

サービス事業所との調整

- ・サービス利用状況の確認
- ・利用の頻度や回数を調整
- ・本人や家族の希望を伝える

定期的に訪問、体調確認

- ・担当利用者の家を訪問し、体調や生活の様子を確認
- ・困り事や悩みはないか確認
- ・適切にサービスが利用されているか、他に必要な支援はないか確認

本宮市内の居宅介護支援事業所

事業所名	所在地	連絡先
まゆみの里指定居宅介護支援事業所	本宮市青田字花掛20	0243-34-3306
谷指定居宅介護支援事業所	本宮市本宮字南町裡129	0243-33-2272
しらさわ有寿園居宅介護支援事業所	本宮市和田字戸ノ内321 カサーレ1F	0243-64-2888
本宮市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	本宮市白岩字堤崎 492-22	0243-24-7786
マインド居宅介護支援センター	本宮市本宮字万世 160-1	0243-33-5001
JAふくしま未来 居宅介護支援事業所もとみや	本宮市本宮字中台20-1	0243-24-1184

本人や家族に寄り添い、今、そして今後に備えて必要な提案をします。